

## 古賀市オープンファクトリー推進事業費補助金Q & A

### <総論>

Q 1. オープンファクトリーには、どのような取組みが該当するか。

A 1. オープンファクトリーとは、市内のモノづくり企業が自社の製品や生産技術を外部に公開したり、体験の機会を提供する取組みです。例として、地域内外からの来訪者に対する工場見学会やモノづくり体験会、バスツアー等が挙げられます。

Q 2. 一般客向けのイベントのみが対象となるのか。

A 2. ターゲットは一般客に限らず、ビジネス、インバウンド向けのイベントも対象となります。事業計画書においてオープンファクトリーに取り組む目的やターゲット等を記載してください。

Q 3. 年に数回の開催など、回数を限定したイベントで問題ないか。常時ツアー等を受け付けた上で対応する必要があるのか。

A 3. イベントの実施回数や手法等は問いません。イベントの目的や準備期間等を踏まえた上で任意で設定し、事業計画書に記載してください。

Q 4. 市外でイベントを開催する場合は補助対象となるか。

A 4. 本補助金は、市内の工場等への訪問を促進し、古賀のモノづくりや企業の魅力を発信することを目的としているため、市外でのイベント開催等は原則対象外となります。ただし、誘客のために市外で見学施設の紹介やツアーの受付等を目的としたイベントを開催する場合は補助対象となり得ます。市外で実施するイベントの内容や必要性等を事業計画書に記載してください。

Q 5. 今年度起業したばかりだが、申請は可能か。

A 5. 申請時点で古賀市内に事業所等があり、今後も継続して市内で事業を営む予定であれば申請可能です。

### <補助対象事業・経費について>

Q 6. 交付決定前に発生した経費は対象となるか。

A 6. 本補助金は交付決定後の事業着手を原則としており、交付決定前に発生した経費は補助対象外となります。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に事業に着手する必要がある場合、事前着手届（様式第2号）を提出することで事前着手が可能となります。なお、事前着手を行う場合であっても審査の結果、補助金が交付されない場合がありますので、ご注意ください。

Q 7. 分割払いにより機器を購入した場合、金利や分割手数料は対象となるか。

A 7. 租税公課、相談料、各種金利手数料、保証料等は補助対象外となります。

Q 8. 販売店のポイントを使用して購入した場合の取扱いはどうなるか。

A 8. ポイントやクーポン等を利用した場合、購入費から利用額、値引き相当額を差し引いた、実負担

額のみ補助対象となります。なお、機器の購入によって獲得するポイントやクーポンは差し引く必要はありません。

Q 9. 補助対象経費の算定根拠となる見積書について、製品カタログの提出でもよいか。

A 9. 見積書のほか、カタログなど製品等の価格が分かる資料を提出してください。工場の改装等を行う場合は、工事施工前の写真と図面等を提出してください。

Q 10. 国や県の補助金を活用して機器を導入した場合、市の補助金との併用は可能か。

A 10. 国や県の補助金等との併用を妨げるものではありませんが、国や県の補助金等において補助対象経費として計上したものについては、本補助金の補助対象経費として計上することはできません。補助対象経費を重複して計上しないよう区分した上で申請してください。

#### <手続きについて>

Q 11. 申請から補助金交付までの流れはどうか。

A 11. 申請→審査会→交付（不交付）決定→補助対象事業開始→補助対象事業完了→実績報告書提出→書類検査・補助金額の確定→請求書提出→補助金交付という流れになります。

Q 12. 書類の提出は郵送でよいか。

A 12. 窓口または郵送でのみ受付を行います。郵送に係る費用は申請者の負担となります。

申請期限：令和 8 年 8 月 31 日（月）16：00（必着）

Q 13. 審査結果はいつ頃に分かるのか。

A 13. 申請締切後、審査が行われます。申請件数によって審査に時間を要する場合がありますが、概ね 2～3 週間程度の期間を見込んでいます。審査終了後、すべての申請者に審査結果を通知します。

Q 14. 審査ではどのような点が評価されるのか。

A 14. 自社の製品や生産技術等の強みを反映した事業であるか、市場や地域の特性・ニーズを反映した事業であるか、事業計画や収支計画に実現性と妥当性が認められるか等の観点から審査を実施します。詳細は公募要領をご確認ください。

Q 15. 滞納のない証明書は何を提出すればよいか。

A 15. 古賀市収納管理課で「市税に滞納のない証明書」を取得してください。

なお、取得には手数料 300 円と代表者印または代表者印を押印した委任状が必要になります。

#### <その他>

Q 16. 本補助金は課税の対象となるか。

A 16. 課税の対象となります。収入として確定申告してください。

Q 17. 導入から間もなく、補助金の交付を受けた機器を処分することとなった。何か手続きは必要か。

A 17. 補助金の交付を受けた機器等の資産は、取得から 3 年又は耐用年数が経過する前に処分することはできません（故障等によりやむを得ず処分する場合を除く）。制限期間内に機器等を処分したや売却、貸付等除外事項に該当する行為が認められた場合、補助金の全部又は一部の返還を求め

る場合があります。

※上記のほか、ご不明な点があるときは、商工政策課までご相談ください。